

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年3月27日
【会社名】	株式会社エラン
【英訳名】	ELAN Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 櫻井 英治
【本店の所在の場所】	長野県松本市出川町15番12号
【電話番号】	0263-29-2680(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 秋山 大樹
【最寄りの連絡場所】	長野県松本市出川町15番12号
【電話番号】	0263-29-2680(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 秋山 大樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2020年3月25日開催の当社第26回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2020年3月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件
期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金9円

総額 272,696,040円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年3月26日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 監査等委員会設置会社へと移行するための監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、(2) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする規定の新設等、(3) 取締役による適切かつ果敢なリスクテイクを支える環境整備の観点から、任務懈怠による取締役の責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できるようにすること、及び業務執行を行わない取締役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、責任限定契約を締結することを定める規定の一部変更、(4) その他、上記の変更に伴う条数等の変更、その他所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）として、櫻井英治、安藤剛照、峯崎友宏、秋山大樹及び江守直美の各氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、江山弘、藤田幸司、高木伸行及び愛川直秀の各氏を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を年額460百万円以内（うち社外取締役分200百万円以内。ただし、使用人分給与を含まない）と定める。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額40百万円以内と定める。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	261,855	192	0	(注1)	可決(99.93%)
第2号議案	257,906	4,141	0	(注2)	可決(98.42%)
第3号議案					
櫻井 英治	261,954	93	0	(注3)	可決(99.96%)
安藤 剛照	261,925	122	0		可決(99.95%)
峯崎 友宏	261,954	93	0		可決(99.96%)
秋山 大樹	261,954	93	0		可決(99.96%)
江守 直美	261,960	87	0		可決(99.97%)
第4号議案					
江山 弘	261,102	944	0	(注3)	可決(99.64%)
藤田 幸司	261,514	532	0		可決(99.80%)
高木 伸行	245,109	16,937	0		可決(93.54%)
愛川 直秀	261,540	506	0		可決(99.81%)
第5号議案	261,734	307	6	(注1)	可決(99.88%)
第6号議案	261,744	297	6	(注1)	可決(99.88%)

(注1) 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

(注2) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

(注3) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上